

平成30年度第8回和田区地域協議会 次 第

日時：平成31年3月20日（水）午後7時00分～
会場：ラーバンセンター 第1研修室

1 開 会

2 議題等の確認

3. 報告

(1) 第6次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について

(2) 上越妙高駅観光案内所 運営方法の見直しについて

(3) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて

4 議題

(1) 自主的審議事項 雪を生かした地域づくりの推進について

(2) 編集委員について

5 事務連絡

6 閉 会

第6次上越市行政改革の概要

平成31年度
2019年度

▶ 平成34年度
2022年度

行政改革とは、市民の皆さんが安心して暮らしていけるように、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の仕事やその方法などを見直し、必要に応じて変えていく取組です。

人口減少や少子高齢化が進むとともに、財政収支の不均衡が顕在化し、さらに公共施設等の老朽化、子育てや福祉分野の政策推進に伴う事業費の増加など、市政運営を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

今後の市政運営においては、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な行財政基盤の確立に目途を付けなくてはなりません。

このため、上越市では平成31年度から平成34年度までの行政改革の方向性を示した「第6次上越市行政改革推進計画」を策定しました。

市民の皆さんと「まちの将来像」を共に考えながら、生活を支える基礎的な行政サービスを提供していくために、行政内部における業務の更なる効率化を図るとともに、必要性や優先度が低く、民間と重複したり、過剰となっている行政サービスを見直す必要があります。

「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、市政運営と地域を支える取組を進めていきます。

上越市を取り巻く課題

人口減少・少子高齢化の進行

当市の人口は毎年減少が続いており、現在の約20万人が2045年には約14万人まで減少すると推計されています。(図1)

このまま人口減少が進行すると、市政運営や市民生活に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。(図2)

このため、行政サービスの選択と集中を図るとともに、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現に向けた取組を進める必要があります。

歳入・歳出の不均衡

市の財政は、平成28年度以降、毎年度発生する収支不足額を財政調整基金¹⁾からの繰入金で補てんしています。

このままでは、近い将来、この基金が枯渇し、必要な行政サービスを賄えなくなることが想定されます。

このため、歳入を確保しつつ事業の見直し等による歳出削減を行い、持続可能な行財政基盤の確立と限られた経営資源の最適配分のための行政運営手法の見直しが必要です。

施設等の維持管理経費の増大

当市では、類似団体(施行時特例市²⁾)の中で市民一人当たりの延床面積が最も多い³⁾など、人口規模に比べ多数の公共施設を保有しています。機能が重複する施設がいくつも存在する一方で、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められます。

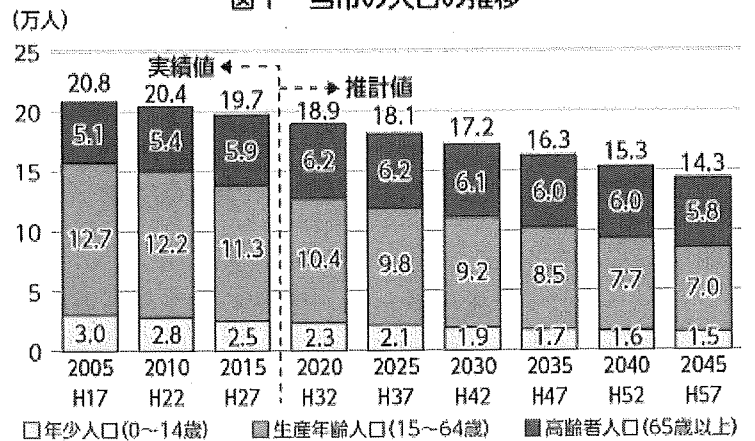
今後は、人口減少に伴う施設利用者の減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化による維持管理経費の増大が懸念されます。また、温浴・宿泊施設等の管理運営を目的に設立した法人など第三セクターにおいては、経営状況が悪化している法人もあり、経営の健全化が必要です。

適正な職員数の確保

これまで、定員の適正化に向けた取組を計画的に進めてきたことにより、正規職員の人数は、市町村合併以降、496人減少し、1,894人(平成30年4月1日現在)となりました。

これを類似団体(施行時特例市)と比較すると未だ多い状況にあるものの、地勢や気候、合併による広域化など、当市固有の事情も考慮しながら、適正な職員数とする必要があります。

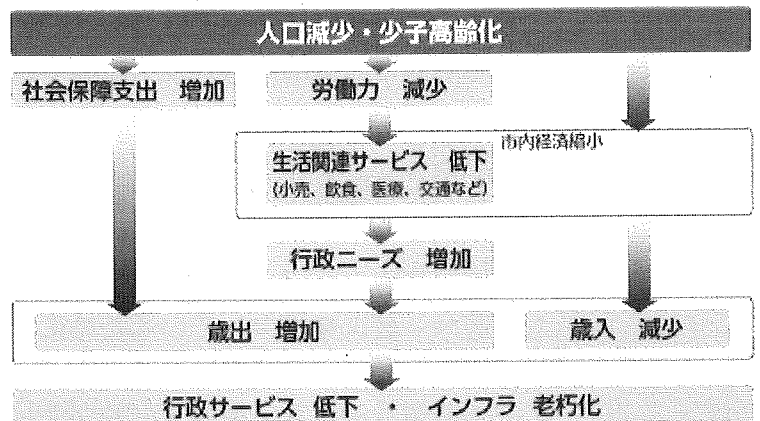
図1 当市の人口の推移



出所) 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」により作成

※ 実績値における年齢区分別数には年齢不詳を按分した値を加えた

図2 人口減少等が市政運営や市民生活に与える経済的影響イメージ



1) 財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている基金

2) 特例市とは、人口20万人以上の市に都道府県の権限の一部を移譲するための制度。平成27年4月1日から、特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。この時点までに特例市に指定されていた市が「施行時特例市」となったもの。施行時特例市は平成27年4月1日時点で39市、平成30年4月1日時点で31市

3) 出所) 公共施設状況調査(平成29年3月31日現在)

第6次行政改革の取組

「すこやかなまち」づくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態であることが不可欠です。

財政収支の均衡を図りつつ、「すこやかなまち」の土台づくりを確実に進め、計画期間終了後に、次のような状態が確保されていることを目指し、基本方策に掲げる取組を進めていきます。

- ・第6次総合計画に掲げた「すこやかなまち」の実現の土台づくりが図られている状態
- ・平成35年度以降において、財政収支の均衡の目途が付いている状態
- ・「経営資源の最適配分」と「最少の経費で最大の効果をあげる」ための市政運営の仕組みが機能している状態

基本方策1 行政運営手法の見直し

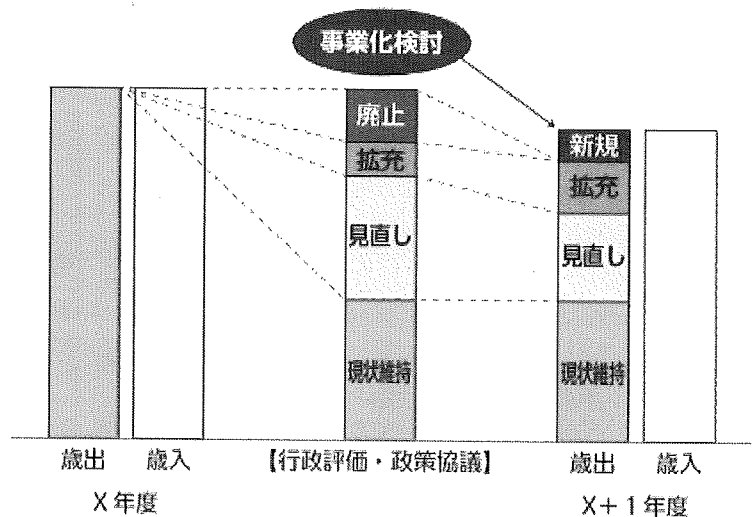
(1) 行政評価の実施

- ・施策の優先度と、事務事業の必要性・有効性・効率性などの視点で評価を行い、見直します。
- ・事務改善等による事務の効率化や経費の節減、民間活力の活用を推進します。

(2) 政策協議の実施

- ・まちづくりの方向性と経営資源を見据え、第6次総合計画の推進に必要な事業を選定し、優先度の高いものから取り組んでいきます。

行政評価、政策協議による経営資源の再配分イメージ



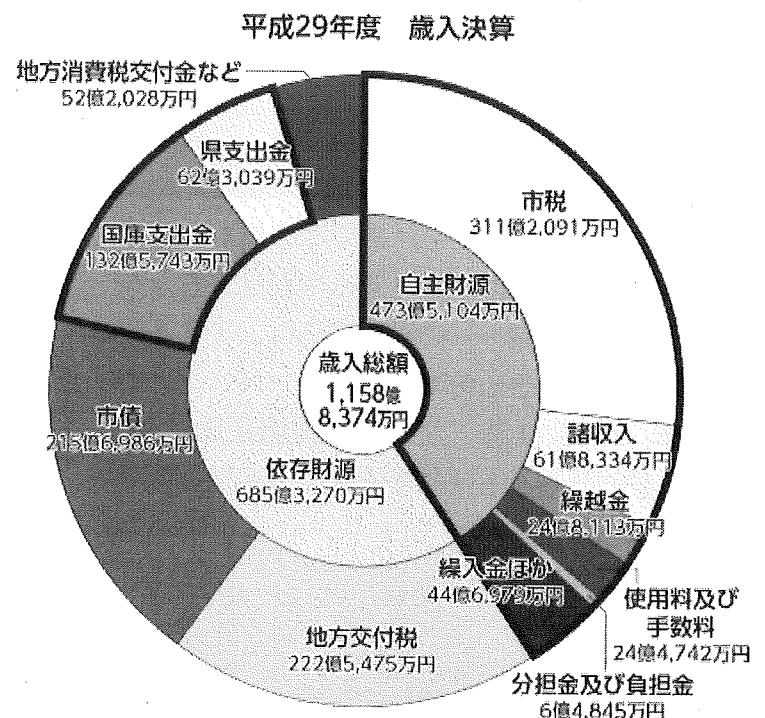
基本方策2 歳入確保の推進

(1) 国県補助金等の確保

- ・情報の収集・共有により、国県等の補助制度や交付金等の有効活用に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

- ・未利用財産（土地等）の売却・貸付け、市税等の収納率向上や施設使用料など受益者負担の適正化を推進し、税源涵養の意識を持ちながら自主財源の確保に取り組みます。



※表記単位未満を四捨五入しているため、総額と内訳が一致しない。

基本方策3 公共施設の適正管理の推進

- ・施設の機能や役割に着目し、将来に向けて真に必要な施設や機能を顕在化させます。
- ・機能が必要な施設でも民間譲渡が可能な施設は、譲渡を推進します。
- ・近いエリアに複数あるスポーツ施設や集会施設などは、施設の受入能力や利用状況等に応じて統廃合します。
- ・将来にわたり存続させる施設は、適正かつ計画的な維持管理方を具体化し、中長期的な維持管理・更新等の経費の削減を図ります。

主な適正配置対象施設の現状

種別	施設数		年間公費負担額
		うち 経過年数 30年以上	
日帰り・宿泊温浴施設	16	2	3億2千6百万円
体育館	19	12	1億2千4百万円
貸館・交流施設	18	5	1億1千万円
公民館	49	34	6千8百万円
プール	4	4	3千4百万円
野球場	9	7	3千万円
生涯学習センター	12	9	1千6百万円
集会施設	23	11	1千2百万円

※ 施設数、経過年数は平成30年4月1日現在

※ 公費負担額は、維持管理経費から使用料等の収入を除いた経費で、平成26年度～28年度の3か年平均額
維持管理経費は、委託料、光熱水費、修繕料（大規模修繕経費は含まない）その他の経費

基本方策4 第三セクター等の経営健全化の推進

- ・第三セクター等の存廃を含めて検証する抜本的改革を含む経営健全化に取り組みます。
- ・存続させる第三セクター等の有効活用と健全経営の支援に取り組みます。

当市の出資等の割合が25%以上の第三セクター 平成29年度経営状況

区分	法人数	うち 単年度赤字	うち 累積欠損金有	うち 債務超過
会社法法人	8	3	6	1
非営利法人その他 ^{※1}	10	6	-	-
小計	18	9	6	1
JHD ^{※2} の事業会社	7	4	3	1
合計	25	13	9	2

※1 非営利法人その他においては、累積欠損金と債務超過の判断はしていない

※2 当市の第三セクターであった会社法法人7社を統括運営する持株会社のJ-ホールディングス(株)

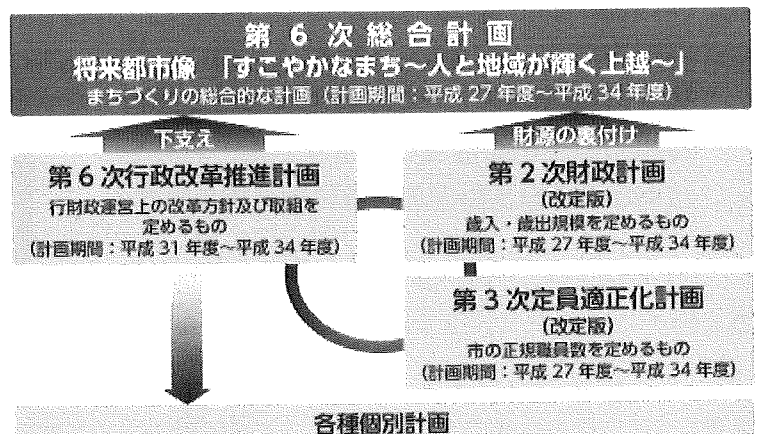
基本方策5 効果的・効率的な組織体制の推進

- ・定員適正化を図り、効果的・効率的な組織体制を構築します。
- ・人材育成方針に基づき、研修や仕事を通じた人材育成を推進します。

計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第6次総合計画で掲げた将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、その下支えとして策定するものです。

また、「財政計画」及び「定員適正化計画」や各種個別計画とも連携を図り、第6次総合計画を推進します。



◆計画及び今後の進捗状況は、市役所木田庁舎1階や各区総合事務所等の市政情報コーナー及び市ホームページでご覧いただけます。

◆本計画における年の表記は、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」としています。

1 事務事業評価の実施

(1) 目的

第6次総合計画における施策を評価し、また、施策を実現するための事務事業を評価することにより、限られた経営資源（財源、公共施設等、人材・組織）の範囲で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行政改革の視点から事務事業の必要性・有効性・効率性を検証し、施策の実現に資する重要な事務事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもので、具体的には次の3点を目指します。

- ・ 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- ・ 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- ・ 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認及び事業執行の更なる効率化

(2) 対象事業（1,408事業）

- ・ 平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業（1,313事業）

ただし、施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに策定する個別施設計画で検討するため、対象外としました。

- ・ 予算は計上されていないが、一定以上の業務量を要する事務事業（95事業）

(3) 評価の手順

ア 施策評価

第6次総合計画前期基本計画に基づく42の基本施策を構成する106の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後4年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映しました。

イ 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・企画政策課・財政課・人事課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

(4) 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等）を検証 ・ 行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替が可能か）を検証
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成27年度～平成29年度）を検証 ・ 政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・ 民間活力等の活用による事業実施の可否など事業の実施方法を検証 ・ 事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否）を検証 ・ 適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保）を検証

(5) 評価結果の区分（事務事業の方向性）

平成 34 年度までの事務事業の方向性について、次の区分により評価を行いました。

次ページ以降の評価結果一覧については、評価結果のうち、「廃止」「一部廃止」「見直し」「拡充」と評価した事務事業を掲載しています。

なお、平成 34 年度までの間には、本資料に掲載されている評価結果だけではなく、平成 35 年度以降の収支均衡を目指し、一層の事務事業の見直しに取り組みます。

評価区分	内容	事業数
廃止	・ 廃止とする事務事業	25
一部廃止	・ 事業規模、対象者等を縮小する事務事業	24
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事務事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事務事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事務事業	179
拡充	・ 事業規模、対象者等を拡充する事務事業	18
完了	・ あらかじめ完了年度が設定されており、今後確実に完了が見込まれる事務事業	154
現状維持	・ 継続して実施する事務事業	1,008
	合計	1,408

(6) 評価結果の取扱い

ア 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら取組を進めていきます。

イ 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」を策定しました。
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成を実施します。

評価結果一覧【和田区 関連事業抜粋】

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果	
				区分	内容
29	新幹線新駅周辺地区まちなみ形成推進事業	・上越妙高駅周辺地区において、土地利用方針、まちなみ形成構想に沿ったまちづくりを進める。	新幹線・交通政策課	一部廃止	・優良建築物等整備事業について、予定されている民間の大型建設事業が概ね終了し、新規見込みの可能性が低いことから申請受付期限を設定する。 ・進出企業奨励金、レンタルオフィス・サポート事業及び建築資金借入利子前払事業については、進出企業の動向を踏まえ、申請受付期限を設定する。
49	生活排水処理推進員による接続促進(農集排特会)	・接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図る。 ・きめ細かな相談・啓発等を行う。	生活排水対策課	一部廃止	・生活排水処理推進員の訪問エリアを見直すこととし、農業集落排水事業特別会計における雇用は費用対効果が認められないことから、廃止する。
59	新幹線まちづくり推進事業	・新幹線をいかしたまちづくりの推進 ・イルミネーションの実施 ・上越妙高駅の利用促進	新幹線・交通政策課	見直し	・イルミネーションは、来訪者へのもてなしや駅の利用促進を図るものとして、寄付された現有機材を活用し最小限の経費で事業を実施することとし、機材が使用可能な期間実施する。
66	上越妙高駅周辺施設維持管理費	・自由通路、昇降施設、駅前広場、街区公園、駐輪・駐車場、トイレ、植栽などの施設管理を行う。	新幹線・交通政策課上越妙高駅周辺整備事務所	見直し	・上越妙高駅東西口の駐車場料金について、周辺に設置されている民間のコインパーキングの駐車料金は、市営駐車場よりも安価に設定されていることから、収支状況を見極め、市営の駐車料金の見直しを検討する。
95	地域協議会の開催	・諮問事項及び自主的審議事項を審議する会議を開催する。 ・地域協議会の運営状況や市政運営等に係る情報共有を図るため、地域協議会会長会議を開催する。	自治・地域振興課	見直し	・現行の地域自治区制度における課題を整理した上で、高齢化や人口減少など市を取り巻く状況の変化を展望し、地域自治区制度の見直しの検討に着手する。
96	地域協議会委員研修の実施	・地域課題を議論する上で必要性が高いと考えられる市の施策の基礎的な事柄について、委員の共通認識を深めるための研修を実施する。 ・地域づくりの先進地の事例を聞く講演会や視察を行う。	自治・地域振興課	見直し	
97	地域協議会だよりの発行	・地域協議会の活動状況について住民に周知するため、地域協議会だよりを各区年4回程度(地域の実情に応じて目標を設定)発行する。	自治・地域振興課	見直し	
98	まちづくりセンター運営	・3か所のセンターに係る運営・維持管理を適切に行う。	自治・地域振興課	見直し	
114	地域活動支援事業	・地域課題の解決や活力向上を図るため、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、地域住民の自発的・主体的な取組を推進する。	自治・地域振興課	見直し	・本制度の地域課題解決への貢献度を検証し、更に制度運用の成果が高まるよう見直す。なお、見直しに当たっては、地域協議会の意見を十分に聞き、見直す。
188	観光案内所運営事業	・高田・直江津・上越妙高の各案内所の運営	観光振興施設経営管理室	見直し	・上越妙高駅の観光案内所について、利用状況を踏まえ、窓口の開設時間を9時から18時に見直す。
201	農業集落排水事業(繰出金)	・総務省が定める繰出基準に基づき、分流式下水道等に要する経費等について、一般会計からの繰出しを行うほか、歳入不足分について基準外繰出しを行うことにより、農業集落排水事業の経営安定化を図る。	生活排水対策課	見直し	・使用料について、消費税率引上げの際に増税分の改定を行うとともに、下水道事業の経営改善に向け、法適用後の使用料改定についても検討を進める。
202	公共下水道費(繰出金)	・雨水処理に要する経費など公費で負担すべき経費のほか、処理場・管渠などの先行投資による不採算経費等について、総務省が定める繰出基準に基づき、下水道事業特別会計へ繰り出す。	生活排水対策課	見直し	・雨水対策工事の実施計画を見直し、今後の維持管理経費の負担増を見据えるほか、未普及地域における下水道整備の必要性を、浄化槽での対応を含め多角的に検討する。 ・使用料について、消費税率引上げの際に増税分の改定を行うとともに、下水道事業の経営改善に向け、法適用後の使用料改定についても検討を進める。
203	下水道計画策定事業(事業計画)	・建設事業の進捗に合わせ、適切に下水道事業計画を変更する。	下水道建設課	見直し	・下水道未整備地区における今後の汚水整備手法について、地域のニーズを把握し、下水道整備希望が低く、下水道の経営が成り立たないと判断した地区については、浄化槽区域への見直しを行うとともに、その結果を基にアクションプランを見直す。
204	下水道計画策定事業(全体計画)	・未普及地区における適切な汚水処理施設整備手法を早期に確保するため、下水道全体計画の見直しについて検討を行う。	下水道建設課	見直し	

資料No.3

和田区地域協議会資料
平成 31 年 3 月 20 日
観光振興課施設経営管理室

上越妙高駅観光案内所 開設時間の見直しについて（報告）

1 見直し内容

上越妙高駅観光案内所における 18 時以降の窓口利用人数が少なかったことから、開設時間を次のとおり見直すもの。

見直し前	見直し後
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで	午前 9 時から午後 6 時まで

※ 案内所内の待合スペースは、引き続き午後 8 時まで利用可能

2 変更期日

平成 31 年 4 月 1 日（月）

3 上越妙高駅観光案内所利用実績 ※平成 30 年度は 2 月末まで

○ 来場者数及び窓口利用人数

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
来場者数	89,755 人	84,414 人	85,157 人
窓口利用人数	7,178 人	6,384 人	6,510 人
同（1 日当たり）	19.7 人	17.5 人	17.8 人
同（18 時以降）	1.2 人	1.0 人	1.2 人

※来場者数 : 上越妙高駅観光案内所を訪れた人の数

※窓口利用人数 : 観光案内所窓口にて案内を利用した人の数

〔上越市地域活動支援事業 平成31年度実施分 募集要項〕（案）

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ◎ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ◎ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ◎ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成31年4月 1日（月）から
4月26日（金）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！①》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成31年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論して中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

和田区の採択方針

豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。

《優先して採択する事業》

○新幹線開業に伴うまちづくり

新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上越市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業

○環境(自然・生活)の保全・活用

持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業

○住民自治・交流の促進

住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業

○農・工・商業の活性化

農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業

○少子高齢化対策

少子化対策事業／老人世帯支援体制づくり事業

○安全・安心対策

子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業

○教育・文化・スポーツの振興

伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化育成事業

※上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント! ②》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

地域協議会では提案者からの事業説明を受け、提案事業について下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行いその結果をもとに、補助事業としての採否を決定します。

（ア）**基本審査**：提案事業が“地域活動支援事業の目的と合致しているか”を審査します。

※この結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は補助不採択となります。

（イ）**優先採択審査**：提案事業が“和田区の採択方針”の“優先して採択する事業”に該当するかを審査します。※この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業には認められません。

（ウ）**審査項目に基づく審査**：下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業を採点し、各委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！③》

- ◆ 地域協議会の審査では、「基本審査」や、「採択方針」との適合、「共通審査基準」による採点（配点は各項5点満点）を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。
- ◆ 地域協議会の審査は、原則書類による審査を行います。必要に応じて申請者による事業説明の機会を設ける場合があります。

■ 応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**持参**してください。

《ここがポイント！④》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、**南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、**土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 本年度に予定されている消費税率の見直しについて、見積書等への反映に見直し後の税額計上の漏れがないようご注意ください。
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と和田地区公民館地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成 31 年度の補助金額

- ☺ 事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
- ☺ 和田区における補助額の下限は5万円、上限は和田区の予算の範囲内です。

《和田区の予算 610万円》

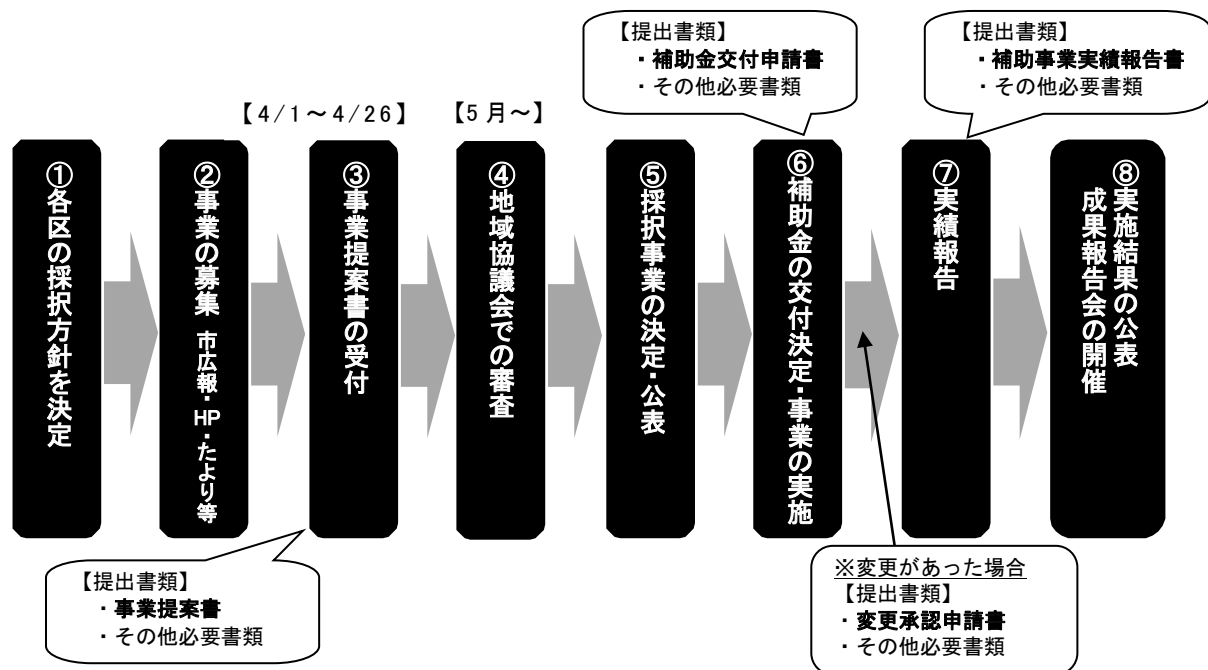
《ここがポイント！⑤》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

- ☺ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ☺ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

和田区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
	上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課 TEL 025-526-5111 (内線 1429)



平成31年度 地域活動支援事業 和田区 審査・採択の基本的なルールについて (案)

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の採点者

- ①採点者は、会長・副会長を含む全委員とする。
- ②上記のうち事業説明を受けた委員のみが採点者となる。
※原則、同じ日に事業説明から採択までを予定しているため、採点者が採択事業の検討を行うことになる。
- ③採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査・採点を辞退することは認めない。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに、各委員に送付する。
- ②各委員は、「申請概要一覧」と「事業提案書」の内容を確認するとともに、事業説明時の事業提案者への質問事項等を予め準備する。

(3) 各委員による審査・採点

- ①事務局は、予め決められた日に地域協議会を開催する。また、全ての提案事業については、提案者による事業説明を行う。(ただし、募集要項には“必要に応じて申請者による事業説明の機会を設ける場合があります”と表す)
※説明・質疑応答・審査・採点の各時間は、提案件数を見て判断する。
- ②事業説明を受けた各委員は、提案者による事業説明終了後、「審査・採点シート」に基づき、全ての提案事業を審査・採点し、結果を記入した「審査・採点シート」を事務局に提出する。
※委員による審査・採点結果は事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。
- ③基本審査について…採点者は、「適合する」または「適合しない」の2択から選択する。基本審査で「適合しない」を選択した採点者は、その理由を記載し、次の優先採択審査と共通審査は行わない。
- ④優先採択審査について…採点者は、「該当する」または「該当しない」の2択から選択する。
- ⑤共通審査について…採点者は、1点から5点の5点満点で審査・採点する。

(4) 提案事業の得点の算出

- ①提案事業ごとの得点は事務局で集計し、全採点者の点数の合計を提案事業の得点とする。(ただし、参考として平均点(点数の合計を採点者数で除す)を算出する。)

(5) 提案事業の順位確定

- ①基本審査にて、「適合しない」が採点者の過半数の場合は不採択とする。
- ②優先採択審査にて、「該当しない」が、優先採択審査を行った採点者の過半数の場合は、優先採択事業にはならず「その他の事業」とする。
- ③優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記1.(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ④提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。

- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ⑥事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに地域協議会に報告する。

【参考】提案事業の順位確定イメージ

順位	提案事業(分野)	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A(福祉)	○	○	100
2	事業B(イベント)	○	○	90
3	事業D(文化)	○	○	70
4	事業E(観光振興)	○	○	60
5	事業F(イベント)	○	○	50
6	事業C(イベント)	○	○	30
7	事業H(施設整備)	○	×	50
—	事業G(イベント)	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①採択する事業は、提案事業の順位が確定した後、和田区の予算を目安として委員間で協議し検討する。
- ②事業の採択は、審査により確定した順位で行う。
- ③採択の当落線上に複数の提案事業が同順位(同点)で並んでいる場合は、当該事業間の優劣をつけることもできる。
- ④上記の場合であっても、当該事業以外の順位には影響を及ぼさない。

(2) 補助額の検討

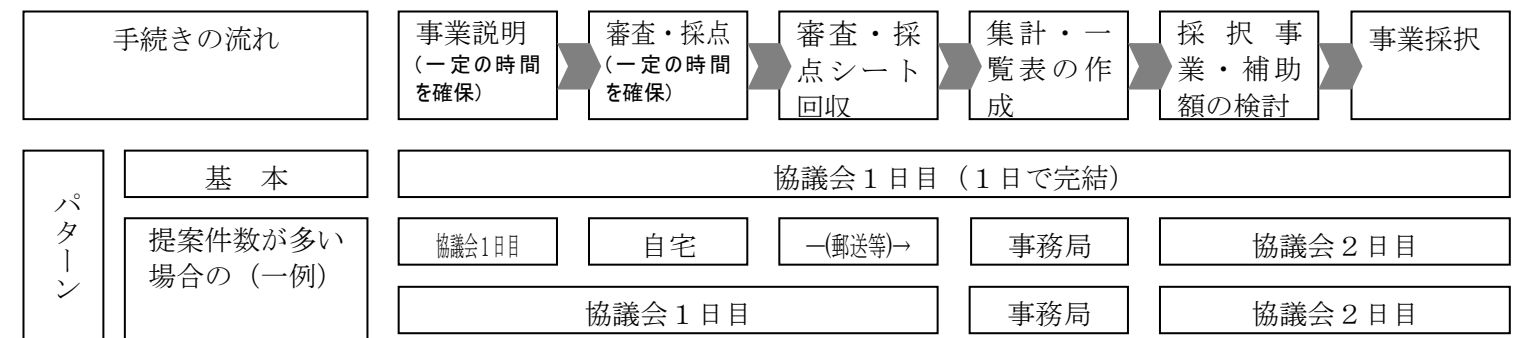
- ①個別の事業への補助額は、上記2.(1)の採択事業の検討結果を踏まえ、地域協議会で検討する。
※採択事業の補助希望額の合計が、和田区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。
また、予算を下回っている場合は、補助希望額に対し10/10補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告することとする。
- ②事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<補足> 事業説明から採択までの流れ(イメージ)

提案件数により、事業説明時間・採点時間を検討する



資料No.6

管理No. 【注意】記名しないこと

【和田区】 地域活動支援事業 審査・採点シート（案）

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2. 基本審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

地域活動支援事業の目的と合致しているか （地域の課題解決・活力向上に資するものか）	<input type="checkbox"/> 適合する（3. ～） <input type="checkbox"/> 適合しない（理由記載）
--	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。	
※該当するものに☑する。（複数可） <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由（簡潔に記載）

3 優先採択・共通審査

（1）優先採択審査

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は審査しないこと。
 ※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

優先採択事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
----------------	--

（2）共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。（0点はナシ）
 ※基本審査で「適合しない」と判断した委員は採点しないこと。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い 普通 悪い 〇 〇 〇		
①公益性	・事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	〇〇〇〇〇〇	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	5	
合 計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。